

各 位

2018年4月13日

会 社 名 株式会社アオキスーパー

代表者名 代表取締役社長 青木 俊道

(コード: 9977、JASDAQ)

問合せ先 常務取締役管理本部長兼開発部長 黒澤 淳史

(TEL. 052-414-3600(代表))

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年4月13日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議し、また、2018年5月24日開催予定の第44回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、2018年10月1日までに、すべての 国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

2018年9月1日

(参考) 但し、株式売買後の振替手続きとの関係で東京証券取引所における売買単位の100株への変更 予定日は、2018年8月29日となります。

(4) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の規定に基づき、取締役会決議によって行うものですが、この定款一部変更は、本株主総会において、下記「2.株式併合」に関する議案が原案どおり承認されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、 当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(2株を1株に併合)を実施するものであります。

- (2) 併合の内容
 - ①併合する株式の種類 普通株式
 - ②併合の方法・割合 2018年9月1日をもって、2018年8月31日の最終の株主名簿に記録された株主 様の所有株式数2株につき1株の割合で併合いたします。
 - ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (2018年2月28日現在) 12,500,000株 株式併合により減少する株式数 6,250,000株

株式併合により減少する株式数 株式併合後の発行済株式総数

6,250,000株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は株式併合前の発行 済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値であります。 (3) 併合により減少する株主数

2018年2月28日の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)	
株主総数	1,886名(100.0%)	12,500,000株(100.00%)	
2株未満	87名(4.6%)	87株(0.00%)	
2株以上	1,799名(95.4%)	12,499,913株(100.00%)	

- (注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が1株未満の株主様(上記では2株未満に該当します。)87名は、下記(4)記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。
- (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

17,283,500株(併合前は34,567,000株)

なお、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日(2018年9月1日)に、発行可能株式総数を定める定款の規定は、上記のとおり変更されたものとみなされます。

(6) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

(7) 新株予約権の権利行使価額の調整

株式併合に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を2018年9月1日以降、次の通り調整いたします。

発行決議日	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額	
2015年5月21日	1 120 □	0.000	
定時株主総会	1,130円	2, 260円	

3. 定款一部変更

本株主総会において、上記「2.株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、2018年9月1日をもって当社の定款は次のとおり変更となります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

	(10000000000000000000000000000000000000		
現行定款	変更案		
第2章 株式	第2章 株式		
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)		
第6条 当会社の発行可能株式総数は、34,567	第6条 当会社の発行可能株式総数は、17,283,		
<u>千株</u> とする。	<u>500株</u> とする。		
(単元株式数)	(単元株式数)		
第8条 当会社の単元株式数は1,000株とする。	第8条 当会社の単元株式数は <u>100株</u> とする。		

4. 日程

取締役会決議日 2018年4月13日

定時株主総会開催日2018年 5 月24日 (予定)1,000株単位での売買最終日2018年 8 月28日 (予定)

100株単位での売買開始日 2018年8月29日(予定)

単元株式数変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日 2018年9月1日(予定)

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

- Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか?
- A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所における売買単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株へ変更いたします。
- Q2. 株式併合とはどのようなことですか?
- A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では 2 株を 1 株 に併合いたします。
- Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか?
- A3.全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、2018年10月1日までに、すべての 国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引 所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100 株に変更することといたしました。

併せて、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(2株を1株に併合)を実施することといたしました。

- Q4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか?
- A4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、2018年8月31日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に2分の1を乗じた数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、所有株式数及び議決権数は次の例示のようになります。

	効力発生前		効力発生後		
例	所有株式数	議決権個数	所有株式数	議決権個数	端数株式
1	2,000株	2個	1,000株	10個	なし
2	1,555株	1個	777株	7個	あり(0.5株)
3	433株	0個	216株	2個	あり(0.5株)
4	1株	0個	0株	0個	あり(0.5株)

- ・株式併合の結果、1株に満たない端数(以下「端数株式」と言います。)が生じた場合(例 2、例 3、例 4)は、会社法第235条に基づきすべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数株式が生じた株主様に端数株式の割合に応じて分配いたします。このお支払いは、2018年10月中旬頃お送りすることを予定しております。
- ・また、効力発生前ご所有株式数2株未満の株主様(例4)は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となりますので、株主としての地位を失うことになります。何卒、ご理解を賜りたいと存じます。
- ・例2、例3の単元未満株式(効力発生後において例2では77株、例3では16株)につきましては、従前と同様に、ご希望により「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただけます。

- Q5. 株主は何か手続きが必要ですか?
- A 5. 事前のお手続きについては、特段の必要はございません。

なお、Q4に記載のとおり、2株未満の株式については株式併合により端数株式となります。その取扱いについてはQ4記載のとおりですが、効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。 具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

ご不明な点につきましては、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行部 フリーダイヤル 0120-782-031 〒168-0063 東京都杉並区和泉2-8-4

以上